

～施行者(茨城県)からの保留地購入を申告する場合～

別記様式2

借地権以外の権利の申告書(表)

令和
平成〇年〇月〇〇日

権 利 者	住 所	保留地購入者(申告者)
	ふりがな	
土地所有者に 係る権利 の有無 の有無 を 申告 する 目的 とする 権利	住 所	(印鑑証明添付)
	ふりがな	
	氏 名	

実印

事業名は当該のもの

つくばみらい都市計画事業

伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業

施行者 茨城県

茨城県土浦土木事務所長殿

停止条件付売買契約
に基づく引渡し請求

次表の土地の全部 **567** 平方メートルについての下記の内容の〇〇〇〇〇〇〇権を有することを申告します。

令和 平成 年 月 日土地登記簿記載事項						記 事
町名	地番	地目	地積	摘 要	土地所有者の住所氏名	
(斜線表示)						<p>保留地予定地 123街区4画地 567 m²</p> <p>(複数画地を一度に申告 する場合は、続けて 〇画地〇m² とし、すべて記入)</p> <p>原因及び日付 平成〇年〇月〇日 売買 (土地引き渡し日を記入)</p>

記

1 権利部分の位置見取図

画地全部の場合は記入不要。
(一部の場合は裏面の5(2)を参照し記入。)

- 2 添付する権利の証する書類の名称 **記入**
- 3 その他参考となる事項 **必要に応じて記入**

~~この申告書記載のとおり権利の転貸を認めます。~~

~~土地所有者 住 所~~

~~ふりがな~~ 

転貸でないので
記入しない

借地権以外の権利の申告書（裏）

- (注) 1 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が連署せず、当該権利を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、記載しないでください。
- 2 「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る権利の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消してください。
- 3 権利者、土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者が法人である場合には、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載してください。
- 4 土地が土地区画整理法第 100 条の 2 の規定により施行者が管理する宅地（保留地予定地等）又はその部分である場合には、土地登記簿記載事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しなくてもできます。

4 の「記事」欄記載例

保留地予定地 100 街区 10 画地 250.00 平方メートル

※必要に応じて権利内容を以下により追加記載

・「抵当権の内容については別添のとおり」

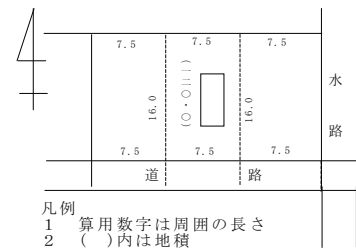
または「具体的に記載」

5 位置見取図についての注意

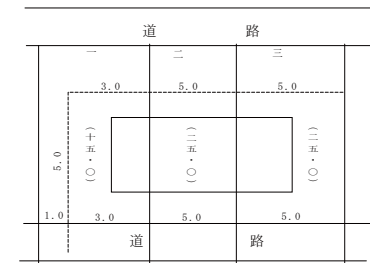
- (1) 申告される権利が一筆の土地の全部のときは、位置見取図に記載する必要はありません。
- (2) 申告される権利が一筆の土地の一部であるときは、その権利の目的となっている部分の位置を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている土地の一部全部と、これに接する道路、水路等
- ロ 権利の目的となっている部分の周囲の長さや地番界からの長さ
- ハ 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (3) 申告される権利が同一土地所有者の連続する二筆以上の土地にまたがるときは、各筆ごとにその権利の目的となっている部分を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている連続する土地の全部の筆とこれに接する道路、水路等
- ロ 各筆の地番界を明らかにし、各筆ごとの権利部分の周囲の長さ、地積及び地番界からの長さ
- ハ 権利の目的となっている部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (4) 図面には、必ず方位を入れてください。

- 6 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利所有者の連署が得られず、権利を証する書面を添付するときは、その書面の名称（確定判決書、和解調書、調停調書、示談書、領収書等）を書き入れてください。
- 7 転借の場合は、土地所有者の署名、押印が必要です。
- 8 この書類を提出するときは、連署した者全員の印鑑証明（発行の日から 3 か月以内のもの）を添付してください。
- 9 記載に際しては、必ず墨又はインクを使用してください。

5-(2)の記載例



5-(3)の記載例



- 10 申告された権利の内容は、土地区画整理法第 84 条の備付関係簿書として利害関係者から閲覧又は謄写の請求があった場合は、これに応じることになります。